

農林水産分野における生物多様性戦略の強化

～ 生きものへの真摯なまなざしをとりもどそう ～

平成21年10月

農林水産省生物多様性戦略検討会

1. はじめに

本検討会は、農林水産省が平成19年7月に「農林水産省生物多様性戦略」を策定するに当たってその方向性を提示するとともに戦略策定後の施策の推進状況などについて議論してきました。

その中で、いろいろな立場の人が生物多様性保全と農林水産業との関係及びそのあり方についてしっかり共感できるものにする取組が必要と感じました。

そこで今回、農林漁業者、消費者、行政それぞれの立場から生物多様性保全のために取り組んでいただきたいことを提案することといたしました。そもそも生物多様性とは何かという議論が尽くされていないところもありますが、これをきっかけに農林水産業と生物多様性のあり方について国民みんなが考え、行動を起こされることを期待します。

2. 提案に当たって

生物多様性とは

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットにおいて生物多様性条約に我が国は署名しました。

この条約は、①生物多様性が人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすこと②生物に国境はなく、特定の国だけで生物多様性を保存しても十分ではなく、世界全体でこの問題に取り組むことが重要であること、から採択されたものです。

生物多様性とは、単に生物が多いことを意味するものではありません。遺伝子、種、生態系それぞれが多様であること、これを生物多様性といいます。

これは個々の命のリレーの結果ですから、当然時間とともに変化していきます。また里地里山の生物多様性などは農作業や山作業さらには里の人たちの営みとともに引き継がれていきます。

生物多様性の保全を身近なものに

私たち人類の祖先は、生物多様性という言葉は使わなくてもそれぞれの暮らしの中で生きものとの関わりの大切さを肌身に感じ、それを子供たちに伝えることの繰り返しによって、それぞれの地の風土に根ざした自然観を作りあげてきました。

日本列島は、アジアモンスーン地帯にあり、周りを海に囲まれていることもあって、比較的温暖多雨な気候条件に恵まれています。また国土が狭いこ

ともあり、原始的な天然林は離島など限られた地域での分布で、人工林、里山林、農地が大きな割合を占めています。農林水産業などの人間の活動が四季折々の風土に根ざした形で持続的に営まれてきたことにより、地域特有の景観が形成されてきました。このため、日本では農作業や山や浜での仕事との関わりのなかで生きものに対する「まなざし」、すなわち多様な生きものとともに生きる視線が育ってきたと言えるでしょう。

農耕の始めや山で木を伐採する前、山海の狩猟の営みの節目に祭りや祈りが行われていますが、これは自然の恵みに対する感謝を表すとともに生きもののいのちに対する畏敬の念の表れです。

子供たちに読み聞かせてきた昔話のなかには、多くの生きものが登場し、まるで人間のように振る舞います。そこには生きものを身近なものとして受け止める自然観があります。

生物多様性の保全は、突き詰めれば生物と生物の関わり、人と生物との関わりを理解することからはじまります。私たちの身近にあった生きものに対するまなざし、これを子供たちとともに取り戻すことから始めてみましょう。

生物多様性と農林水産業

近年、世界の生物多様性は危機にさらされていると言われており、日本も例外ではありません

第1の危機は、開発や乱獲などによる生物や生態系への影響です。第2の危機は、中山間地域等における人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響です。第3の危機は、人間が外部から持ち込んだ移入種によって新たに問題となっている影響です。

いずれの危機も農林水産業が密接に関係しています。

第1の危機に関するものとしては、農薬や肥料の不適切な使用、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、森林の宅地等への転用、沿岸の埋め立て、過剰な漁獲等一部の農林水産業の活動があります。

第2の危機に関するものとしては、里山林の利用の減少や耕作放棄地の増加等により、従来身近にみられた種が減少していることや特定の野生動物が急増していることがあげられます。

第3の危機に関するものとしては、例えば毛皮を取るために輸入されたヌートリアや遊漁用に持ち込まれたオオクチバス、薪炭用に導入されたアカギ等の移入種が在来の生態系を脅かし、農林水産業にも被害を与える存在となっていることがあげられます。

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献しています。

このような農林水産業が、生産の効率性だけを追求すると生物多様性を危うくする傾向があります。一方、生物多様性が失われると、自然界における

多様な生物のかかわりを利用する農林水産業の持続が危うくなります。また、里山、里海にみられるように農林水産業の継続によって維持されている生物多様性もあります。

農林水産業と生物多様性を考える場合には、これらのことを十分念頭においておくことが大切です。

また、世界の生物多様性にも目を向ける必要があります。今日、日本に輸入されている食料を生産するために使われている海外の農地は1, 233万ヘクタールと北海道と九州を併せた面積より大きな面積です。日本で使われている木材（パルプ・チップ用材を含む）の約8割は海外から輸入されたものです。食用の魚の約4割は輸入されたものです。私たちの生活は世界の生物多様性に依存し、負荷を与えていると言っても過言ではありません。

3. 生物多様性保全に向けた取組を

消費者の立場からできること

改まって生物多様性の保全といっても、何から始めてよいか分からないと思います。そこで、私たちの身近な生活の中で取り組めることから始めることを勧めます。

まずは、食から始めてはいかがでしょうか。前述のように、私たちは食べ物の多くを海外に依存しています。しかも、我が国の穀物生産量の2倍に当たる1, 900万トンもの食品を毎年廃棄しているのです。海外での食料生産がその地の生物多様性を危うくしているかもしれないことを考えると、飽食三昧とも言えるような食行動は直ちに改めるべきではないでしょうか。

食と生物多様性を直接結びつけるのはピンと来ないかもしれません。こんなデータがあります。

- ・ 稲3株（お茶碗一杯のご飯に相当します）の周りにはミジンコ5千匹、オタマジャクシ35匹、蜘蛛10匹、カブトエビ4匹が生きている。
- ・ 田んぼやその周辺に生息する生きものは、目に見えるものだけでも優に5千種類を超える。

このようなことも参考に、ちょっと連想ゲームをしてみましょう。

連想ゲームだけでなく、たまには田んぼや畑、森や海辺に出かけてみませんか。そこに住む生きものにまなざしを向け、その環境を保っている地域の農林水産業の営みに触れてみると食と生物多様性のつながりが見えてくるのではないのでしょうか。

多くの生きものの命が、地域や国境を越えて私たちの食と命につながっていることを考えてみましょう。そして、食育、地産地消、スローフード、フ

ードリサイクルなどに関心を寄せ、生きものマークや認証制度を毎日の買い物の中で活用するなど、今できる地球環境に配慮した消費行動を無理なく続けていきましょう。

農林漁業者の立場からできること

農林水産業は、生産性や有用性だけを追求する業ではなく、国民の食を支え、自然環境を形づくり生物多様性を支えています。それは、農林漁業者の毎日の営みの中で維持されてきたものです。

その営みの中から生きものと上手にかかわり、巧みに利用した生活の知恵が伝承されてきました。それは地域の多様な文化の創造の営みでもあったのです。

しかし、いつしか農林水産業の営みが地域の多様な文化の創造の役割を離れてしまい、環境保全や生物多様性の保全を意識しないまま多くの農林漁業者は日々の生産に追われるようになってきました。

もう一度、田んぼにすむカエルや蛙を飛ぶ赤とんぼ、森でさえずる小鳥、潮だまりのカニといった農林水産業の現場にいる生きものに目を向け、さらには目に見えない小さな生きものも含めて命の循環に思いを巡らしてはいかがでしょうか。

その上で、農林漁業者は、農林水産物と同時に多くの生きものを育てること、自分たちが地域の多様な文化の担い手であることを誇りを持って発信しましょう。

また、これまで地域で行われてきた様々な取組、例えば地産地消や生産者の顔が見える商品販売などに取り組んでみましょう。その際には、食品リサイクル製品—認証・普及制度（フードリサイクル）や林業分野で既に普及している FSC（森林管理協議会）、SGEC（「緑の循環」認証会議）、今年から取組が始まったフォレストック認定、また、水産分野の MSC（海洋管理協議会）やマリン・エコラベル・ジャパン（（社）大日本水産会）などといった認証制度を活用しましょう。

さらには、昨年本検討会が提案した生きものマークに取り組んでみてはいかがでしょうか。生きものマークだけでなく、国民のみんなに生物多様性の大切さやそれを支える取組について伝える新たな表現方法や、生物多様性を農林水産業の本業の中で生かす方法について、地域の創意工夫で取り組んでいきましょう。

農林水産省に求めること

個々の施策については、別添の「農林水産省への提案」としてとりまとめました。ここでは、総括的なことについて、特記します。

平成19年7月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」については、数

多くの施策が実施されている一方で、その成果や進捗について必ずしも目に見える形で現れていません。

戦略に基づく各施策を着実に推進するため、出来るだけ多くの施策について目標数値を明記し、進捗状況が国民に分かるように示して下さい。

国民が生物多様性を大切に作るきっかけ作りが重要です。グリーンツーリズムや水田の生きもの調査など、多くの国民が農林水産業と生物多様性に触れる機会を増やし、その大切さを伝えることのできる人材を育てるように努めて下さい。

来年（2010年）10月には、名古屋で生物多様性条約 COP 10が開催されます。水田耕作という点で共通するアジア諸国と連携して、農林水産業が生物多様性に果たしている役割をポスト2010年目標にきちんと反映させるように交渉に臨んで下さい。また、せっかくの機会ですので、世界の国々に、生物多様性に貢献する日本の農林水産業の PR にも努めて下さい。

農林水産分野で生物多様性保全に持続的に取り組むには、個人や企業の社会的貢献（CSR）だけでは限界があります。農林漁業者が生物多様性保全のために努力し、その結果、我が国の生物多様性が保全されることに対してどのように支援していくのか検討して下さい。

4. 最後に

以上の提案に当たって、本検討会は、これからも次のことに取り組んでいきます。

- ・農林水産省が実施している生物多様性保全に配慮した農林水産施策についてフォローアップを実施します。
- ・各地域から生物多様性保全の取組の発信を促進します。
- ・持続的な生物多様性保全の取組を支えるシステムの検討に参加します。
- ・来年10月の COP 10に向けて、各地で現地検討会を開催します。

農林水産省への提案

1 農林水産省生物多様性戦略に基づく施策の着実な推進

平成19年7月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」については、数多くの施策が実施されている一方で、その成果や進捗について必ずしも目に見える形で現れていません。

戦略に基づく各施策を着実に推進するため、出来るだけ多くの施策について目標数値を明記し、進捗状況が国民に分かるように示すこと。

また、国民が生物多様性を大切にしようなきっかけ作りが重要です。そのためグリーンツーリズムや水田の生きもの調査など、多くの国民が農林水産業と生物多様性に触れる機会を増やすように努めること。

生物多様性保全につながるような食育、地産地消、スローフード、各種エコラベルや、昨年、本検討会が提言した生きものマーク活用などを通じて生産者と消費者の間をつなぐ仕組み作りを推進すること。

特に生きものマークについては、先進的な取組事例を調査し、その事例を基にさらに多くの取組を促すこと。

生産性と生物多様性を両立させるため、有機農業等の多様な農法、間伐等の森林の適切な整備・保全に向けた持続的な林業活動、藻場・干潟の造成及び維持管理活動などについて、全国各地で実施・普及し、その取り組みに関する情報の収集や提供を行い、多くの農林漁業者や消費者の参画を得ながら、全国各地に広めること。

特に、全国各地で食料生産と生物多様性が両立する水田農業を実践している事例について幅広く調査し、全国に発信することにより当該取組の拡大を図ること。

これを生きものマークの取組に繋げたり、環境の担い手としてのエコファーマー等の農林漁業者と流通業者、消費者とのネットワークの構築を図るなど関係者の相互理解の下に多様な手段を絡めながら進めること。

生物多様性の取り組みを加速するためには、農業農村整備事業などにおけるビオトープや水田魚道などの環境配慮施設のより効果的な配置のほか、野生動物の生息地の森林を結ぶ緑の回廊、海の生物の生息場所となる魚礁の設置など、生物多様性保全の取り組みの質を高める事業を実施すること。

農林漁業者の多くが暮らす農山漁村は、過疎化や高齢化が進み専門的な知見を有する方や働き手が不足しています。これを補うために田舎での働き手を増やし、地域の技術の伝承や研究・技術開発の成果の普及を図ること。また、農山漁村における生物多様性の保全・再生活動を行っているNPO等に対する支援や、活動団体のネットワーク化により情報を共有する仕組みを作ること。

森林の生物多様性保全については、「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」の成果を踏まえ、全国規模での継続的な森林生態系のモニタリングを行うとともに、森林計画策定プロセスの一層の透明化を図り、生態系、種、遺伝子というそれぞれのレベルにおいて生物多様性の確保が図られるよう、森林の適切な整備・保全に取り組むこと。

生物多様性を計る指標については、科学的根拠に基づきながら農林漁業者自身が生きものに対して豊かなまなざしを向け数や種の増減について注意深く見るきっかけとなり、消費者等からも理解が得られるよう、分かりやすいものとする。

また、指標生物は各地の様々な生態系に応じてきめ細かく設定するように留意すること。

指標の選定にあたっては、地域の生物多様性を代表するものであることはもちろん、農林漁業者等が容易に見分けられる種であることなどに配慮すること。

ある特定の種、例えば絶滅危惧種などを指標としてシンボリックに生物多様性の保全に取り組む際には注意が必要です。絶滅危惧種そのものの保護はもちろん重要ですが、その種の保護のみが目的となって、その種をとりまく生物多様性の保全がおろそかにならないように十分留意すること。

生物多様性のモニタリングについては、農林水産技術の観点からモニタリングすることは当然ですが、これを利用して生産者が消費者との交流を図る、子どもたちへの食農教育の一環にするといった側面があります。このため専門家だけではなく素人も参加できる国民参加型にするるとともに、現場の人が自分の言葉で結果を発信できるようにすること。

そのため、農林漁業者や地域住民が簡便に生物多様性の状況を把握する手法を開発するとともに、農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで取り組む生物多様性の保全を図る活動を促進することが必要です。このような活動は、単なる生きもの調査にとどまらず、農林水産業の持つ生物多様性を育む力、文化や伝統を次世代に伝えている役割を参加者に再認識させるなど、農林水産業がもつ公益的な機能の評価につながっています。これらの事業の更なる推進を図ること。

さらに、統計的な処理と議論が可能なモニタリング・データを効率よく集め、誰でも利用できる仕組みを構築すること。

農林水産分野で生物多様性保全に持続的に取り組むには、個人や企業の社会的貢献（CSR）だけでは限界があります。農林漁業者が生物多様性のために努力し、その結果、我が国の生物多様性が保全されることに対してどのように支援していくのか検討すること。

また、農林水産業が多くの生きものを育てていること、持続可能な生産を行っていること、命を循環させていることといった総合的な力について、本業と結びつけ、持続的な活動とするために理論付けや評価手法を確立する必要があります。支援の方法と併せて検討すること。

2. 生物多様性条約 COP10 に向けた具体的な対応

ア 生物多様性保全に向けた国際交渉におけるリーダーシップの発揮

ポスト2010年目標については、これまでの目標「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」（2010年目標）が抽象的で分かりにくかった、との反省を踏まえ、誰にでも分かりやすく達成状況が見えるようなものとするように、農林水産分野で積極的な提言を行うことが大切です。特に日本はアジアモンスーン地帯に位置し、水田耕作が主と他のアジア諸国と共通する点が多くあります。まず、アジア諸国と連携を図って農林水産業が生物多様性に果たしている役割をポスト2010年目標にきちんと反映させるよう交渉に臨むこと。

大事なことは、ポスト2010年目標は、生物多様性に対する農林水産業の貢献が反映され、農林水産活動の制約とならない目標とすることです。それを踏まえて全ての国が参画できるような目標と達成手段作りにリーダーシップを発揮すること。

遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）の枠組の検討については、遺伝資源提供国が利用国に求めている確実な利益配分のためには、そもそも遺伝資源へのアクセスと利用がなければ、利益配分も発生しないことから、実効性、柔軟性の高いものとなるよう交渉をリードすること。

カルタヘナ議定書では、遺伝子組み換え生物が国境を越えて移動することに伴い生じる損害について、責任と救済に関する国際ルールをどのようなものにするのかがポイントとなります。日本は遺伝子組換え生物の輸入国であり、遺伝子組換え生物の輸出国ともなり得ます。情報や議論をきちんと開示し、多くの国民から意見を聞いて、食料の国際取引に悪影響を与えないよう、

合理的なルールづくりを目指して対応すること。

COP10はゴールではなく、通過点の1つです。日本はCOP10終了後も2年間は議長国として各国、各分野の利害調整を行うことになるため、農林水産省として国内外の農林水産業と生物多様性保全のために引き続き積極的に関与すること。

イ 日本の農林水産業のPR

COP10は交渉の場ではありますが、各国からの関係者が一堂に会する機会でもありますので、生物多様性保全に貢献する日本の農林水産業を分かりやすいキャッチフレーズでPRすること。